

証券コード 4935
2026年3月12日
(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

株主各位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
株式会社リベルタ
代表取締役社長 佐藤 透

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

《当社ウェブサイト》

<https://ir.liberta-j.co.jp/ja/ir/library/generalmeeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

《東京証券取引所ウェブサイト》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスし、当社名又は証券コード(4935)を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR 情報」 を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月26日(木曜日)午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂2-6-17
 渋谷シネタワー11階「AP渋谷道玄坂」
 （末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 目的事項

報告事項

1. 第30期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について掲載している各ウェブサイトへのアクセスの上、ご確認いただくことを原則としておりますが、当社は本株主総会においては、株主様からの書面交付請求の有無にかかわらず、一律に株主総会資料を書面でお送りしており、ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、同書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、同書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

<議決権行使のお礼について>

- ◎ ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
- ◎ 株主総会にご出席の株主様を含め、有効に議決権を行使いただいた株主様には、議案の賛否を問わず、当社商品を2026年5月下旬ごろにお送りさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主資本利益率の向上に努め、配当性向を勘案しつつ安定的な配当の実施に努めるという考えのもと、長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

上記方針に基づいた上、2025年12月期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し、日頃の株主の皆様のご支援に報いるため、以下の通りと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭と致します。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 10円00銭 総額60,248,160円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月30日

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しておりますが、第30期の期末配当については、配当基準日が2025年12月31日となりますので、当該株式分割前の株式数が基準となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現在入居している本社ビルの定期建物賃貸借契約が2027年1月31日を以って終了するため、当社の本店所在地を東京都千代田区に移転させることを予定しています。

これに伴い現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。

なお、本変更は、2027年に開催を予定する第31回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(新設)	附 則 第3条 定款第3条の変更は、2027年に開催を予定する第31回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さとうとおる 佐藤 透 (1967年11月16日生)	1991年5月 夢みつけ隊(株) 入社 1997年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2010年2月 上海李瑠多貿易有限公司 総経理就任 2017年7月 同社 董事長就任（現任） 2022年4月 ファミリー・サービス・エイコー(株) 取締役会長就任（現任） 2024年2月 (株)アフラ 代表取締役社長就任（現任） 2026年1月 当社 直販部管掌取締役就任（現任）	635,000株
2	にたしゅんさく 二田 俊作 (1971年3月30日生)	1994年9月 早乙女信夫税理士事務所 入所 1995年7月 ダイナラプジャパン(株) 入社 1997年2月 日本シャーウッド(株) 入社 2000年4月 (株)ニューホライズンジャパン 入社 2000年12月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役管理部部長就任 2010年2月 上海李瑠多貿易有限公司 監事就任（現任） 2022年4月 ファミリー・サービス・エイコー(株) 取締役就任（現任） 2024年2月 (株)アフラ 監査役就任（現任） 2024年3月 LIBERTA USA INC. CFO就任（現任） 2025年1月 当社 専務取締役管理部、経理労務部管掌取締役、経理労務部部長就任 2025年6月 (株)粧和 監査役就任（現任） 2026年1月 当社 専務取締役管理部、経理財務部、業務システム部管掌取締役、ヒューマンリソース部部長就任（現任）	116,700株
3	つついあきお 筒井 安規雄 (1976年8月12日生)	1995年3月 (有)多摩冷機サービス 入社 1999年2月 当社 入社 2007年5月 当社 取締役就任 2010年2月 上海李瑠多貿易有限公司 董事就任（現任） 2022年4月 当社 常務取締役就任（現任） 2024年2月 (株)アフラ 取締役就任（現任） 2024年3月 LIBERTA USA INC. CEO就任（現任） 2025年1月 当社 国内営業部、海外営業部、時計営業部、販売促進部、業績管理促進部、直販部、プロダクトソリューション部 管掌取締役就任 2025年6月 (株)粧和 代表取締役就任（現任） 2026年1月 当社 美容事業部、日雑事業部、時計部、機能衣料商品戦略部、市場戦略営業部、プロダクトソリューション部、通販部管掌取締役就任（現任）	42,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	やました こうへい 山下 耕平 (1984年12月31日生)	2011年4月 日本エスリード㈱ 入社 2013年8月 合同会社3D Remind 設立 代表取締役社長就任 2017年7月 フジアンドチェリー㈱ 社名変更及び本店移転 (旧：㈱3D Remind) 2017年11月 プレシードジャパン㈱ 取締役就任 2018年9月 フジアンドチェリーインターナショナル㈱設立 代 表取締役社長就任 2019年6月 フジアンドチェリーグループ㈱、 フジアンドチェリーワランティー㈱設立 代表取締 役社長就任 2019年10月 プレシードジャパン㈱ 管理本部部長就任 2023年5月 フジアンドチェリー㈱ 取締役就任 2024年3月 当社 取締役就任 (現任) 2026年1月 当社 ヒューマンリソース部管掌取締役就任 (現 任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する当社の株式数は、当該株式分割前の株式数としております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やまもと りょうたろう 山本 龍太郎 (1981年5月9日生)	2009年1月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 入所 2012年1月 ホワイト&ケース法律事務所 入所 2015年4月 弁護士法人大江橋法律事務所 入所（現任） 2016年4月 慶應義塾大学総合政策学部 非常勤講師（現任） 2016年6月 国立大学法人東京外国語大学国際社会学部非常勤講師（現任） 2016年11月 認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト 監事（現任） 2018年9月 WASSHA(株) 社外監査役就任（現任） 当社 社外監査役就任 2019年3月 オリシロジェノミクス(株) 社外監査役就任 2019年7月 特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 理事就任 2024年3月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年6月 コージンバイオ(株) 社外取締役就任（現任） 2025年7月 (株)ティアフォー 社外監査役就任（現任）	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 山本龍太郎氏は、弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。法務の専門家としての経験と幅広い知見を基に、当社の経営全般に対して、独立かつ公正な立場で監督、助言等をいただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者と致しました。			
2	うんの ようこ 海野 容子 (1980年7月28日生)	2003年3月 (株)マクニカ 入社 2006年7月 当社 入社 2021年1月 同社 開発部部长就任 2022年6月 (株)ソーシャルインテリア 入社（現任） 2024年3月 当社 取締役（監査等委員）就任（現任） 2025年1月 公認内部監査人(CIA)認定登録 2025年9月 Hachinowa 開業（同年12月より事業開始）（現任）	23,772株
【選任理由】 海野容子氏は、過去に当社で顧客対応業務及び開発業務の責任者として、密なユーザーコミュニケーションを通じて商品改良を行い、実績に貢献してまいりました。また、リスク・コンプライアンス委員会のメンバーとして、率先して全社の横断的なリスクマネジメントの推進に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を基に、監査・監督等の強化が期待され、当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
	しまだのりゆき 島田 憲 幸 (1961年5月1日生)	1984年4月 味の素(株) 入社 2008年4月 カルピス(株) 経営企画部長就任 2015年7月 味の素AGF(株) 執行役員就任 2021年6月 同社 常勤監査役就任 2025年6月 同社 退任 2025年7月 ヤマダイ(株) 顧問就任 (現任)	0株
3	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 島田憲幸氏は、味の素株式会社における長年の勤務経験から、企業経営全般に関する深い見識と企業経営者としての豊富な経験を有しており、当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。前職の味の素AGF(株)常勤監査役として行ってきた、バリューチェーン（開発・生産・営業・マーケティング・コーポレート）すべてに亘る監査経験を基に、当社の経営全般に対して、独立かつ公正な立場で監督、助言等をいただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者と致しました。</p>		

- (注) 1. 候補者島田憲幸氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
3. 山本龍太郎氏及び島田憲幸氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数に関して、山本龍太郎氏の、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。海野容子氏の、監査等委員である取締役在任期間は本総会集結の時をもって2年となります。
5. 当社は、山本龍太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、山本龍太郎氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。候補者島田憲幸氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
6. 当社は、山本龍太郎氏、海野容子氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。各氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。候補者島田憲幸氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する当社の株式数は、当該株式分割前の株式数としております。

以上

事業報告

自 2025年1月1日
至 2025年12月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、賃上げの動きが見られるなど雇用所得環境の改善が進むものの、物価高の影響が消費意欲を抑制し、内需は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国を中心とした通商政策の動向や地政学的リスク、エネルギー価格や原材料価格の変動、並びに物価上昇の継続が個人消費や企業活動に及ぼす影響など、景気の先行きには依然として不透明感が残る状況となりました。

このような環境のなか、当社グループでは『喜びを企画して世の中を面白くする』という経営理念のもと、機動的かつ柔軟に市場の変化に対応し、企画開発やプロモーション、販売、顧客リレーション活動に取り組んでまいりました。

この結果、トイレタリージャンルは、新商品の風呂釜クリーナーブランド「ヘドロトルネード」が、2025年4月の発売開始よりホームセンターを中心に想定を大幅に上回る売上となり、更に年末商戦での大掃除需要も追い風となり、10月から12月にかけて販路が拡大しました。また特許取得済みのアルコールフリー冷感ミスト「FREEZETECH 衣類用冷感ミスト」はホームセンター及び企業向けに大幅に販売を伸ばし、トイレタリー商品売上高は2,636,762千円（前期比79.9%増）となりました。

機能衣料ジャンルは、汗と風で驚きの冷感が持続する冷感ウェアブランド「FREEZETECH」が厚生労働省による熱中症対策の周知強化などを背景に、社会的ニーズと合致し法人・個人需要ともに大幅に販路及び販売が拡大し、機能衣料商品売上高は989,521千円（前期比80.1%増）となりました。

コスメジャンルは、“目覚めてすぐキスできる” オーラルケアブランド「デンティス」は、昨年のブランドアンバサダーSnow Man・渡辺翔太氏を起用した大型プロモーションによる販売増に対する反動減となりました。一方で、新感覚の暑さ対策ブランドの「クーリスト」は、猛暑により販売が好調に推移し増収となったほか、フットケアブランドの「ベビーフット」は、海外販路において大規模小売店の消費回復傾向を受け好調に推移し、OEMブランドでは、ドン・キホーテ向けの口腔ケア商品「ティースマスター」やクール商品「アイスラッシュ」も販売好調により増収となり、コスメ商品売上高は4,237,298千円（前期比2.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高10,031,969千円（前期比16.2%増）、営業利益133,219千円（前期比85.2%増）、経常利益49,581千円（前期比2.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益46,331千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失21,174千円）、EBITDA328,972千円（前期比36.3%増）となりました。

(※) EBITDA=税引前利益+支払利息+社債利息+減価償却費+のれん償却費

なお、ジャンル別の売上高の状況は、次の通りであります。

(単位：千円)

商品ジャンル	前連結会計年度	当連結会計年度
コスメ	4,141,735	4,237,298
トイレタリー	1,465,908	2,636,762
機能衣料	549,540	989,521
浄水器・医療機器	827,520	929,218
生活雑貨・家電他	1,874,651	1,575,987
リベート等控除額	△ 223,554	△ 336,820
合計	8,635,801	10,031,969

(注) 各ジャンルの売上高はリベート等控除前の金額を記載しております。

(2) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは、『喜びを企画して世の中を面白くする』を経営理念に、人々に喜ばれる様々なジャンルの商材を企画、発掘し国内外に提供しております。

蓄積された過去の「ヒット商品」情報を独自分析し、新しいニッチニーズを生み出し、適合する商材の企画や国内外における商材の発掘を行っております。企画された商品は自社ブランドとして生産（ファブレス）を行い、発掘した国内外の商材は独占販売契約を締結し契約ブランドとし、自社ブランドと共に自社企画によるプロモーション、販売、顧客リレーションまで一貫した事業を行っております。このため、取扱い商材ジャンルは多岐に亘り、自社ブランド及び契約ブランドについては、ニッチニーズに特化された化粧品、医薬部外品、さらに2024年2月16日付で子会社となった㈱アフラが販売するサロン向けの化粧品、さらに2025年6月2日付で子会社となった㈱粧和の間屋機能を活用した地域ニーズに応じたテスト販売が可能となり、当社のビジネスモデルである「テスト販売による実績づくり（テスト&ロール）」の推進と九州からの販路拡大が強化された「コスメ」、家庭用洗剤類で構成される「トイレタリー」、高い機能性を有する衣料で構成される「機能衣料」、2022年4月1日付で子会社となったファミリー・サービス・エイコー㈱において取扱いのある「浄水器・医療機器」、オーラルケア商品、健康美容家電、スイス製ミリタリーウォッチ等他社商品等で構成される「生活雑貨・家電他」に分類しております。

これらジャンルを構成する商品の企画と開発は、『喜びを企画して世の中を面白くする』の経営理念に基づき、当社商品愛用顧客データベースを活用し、消費者が『喜び』を感じられる商品の企画を行っております。生産に関しては、2012年10月に医薬部外品、並びに化粧品製造販売業許可を取得し、国内外の協力工場等へその製造を委託するファブレス方式により生産・品質管理を行っております。

ブランドの認知度向上の施策につきましては、パッケージデザインや店頭販促物の製作からプロモーション企画、各種メディアへのPRまで内製化することで機動性と市場の変化への適応力を確保しております。

販路につきましても、国内においては、様々なジャンルを取扱う大手小売りチェーンストア法人との取引や大手問屋との直接取引により、百貨店、量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア等（約42,350店舗）に加え、通信販売会社へ全商品ジャンルの販売を行っております。また、機能衣料ジャンルにつきましては、スポーツ量販店やホームセンター、釣り、ゴルフ、バイク関連の専門店等でも販売を展開しております。さらに、全ての商品ジャンルにおいてECをメインとした直接販売も行っております。

さらに、ファミリー・サービス・エイコー(株)は、全国の生協と直接取引がございます。また、同社は医療機器の製造販売の認可を得ていることから、消防機関等新たな販路へも拡大しつつあります。また、2023年4月に子会社化し2024年8月に吸収合併したフジアンドチェリー(株)は、Amazonにおける短期間でのトップブランド育成ノウハウを活用し、Amazon及び楽天等DtoCをメインにヘルス&ビューティー家電の販売を行ってまいりました。

海外においては、コスメジャンルを中心に、トイレタリージャンル、機能衣料ジャンルの商品を北米、欧州、アジアを中心に60か国以上の国へ輸出を行っております。この輸出については、商社等を一切介さない現地の代理店との直接貿易であることによって、世界各国現地のニーズを、よりタイムリーかつ直に把握し対応することが可能となっております。なお、機能衣料ジャンルに関しては、子会社として2024年3月25日に設立した米国現地法人のLIBERTA USA INC.において、「FREEZETECH」の事業展開を積極的に進めております。さらに、中国市場の開拓を目的として、2010年2月に設立した上海李瑠多貿易有限公司にて日本からの輸出と中国の百貨店等への販売を行っております。

また、当社グループでは、様々な顧客コミュニケーションを行う専門部署を内製化し、顧客データベースを活用した商品情報等の発信、顧客満足度、顧客ロイヤルティ、顧客の継続利用意向を知るための指標であるNPS（ネット・プロモーター・スコア）を活用し、数値化された指標に基づく顧客リレーション活動を実施しております。このため、顧客満足度とリピート率の向上を継続的に図り商品のロングテール化と高いヒット率を実現しております。

当社グループは、各種オリジナル商品等の企画販売を行う事業の単一セグメントであります。商品ジャンルとして自社ブランドもしくは日本総販売代理店契約を締結した契約ブランドは、以下の通り区分しております。

ジャンル区分	内容・特徴	主なブランド (※は契約ブランド)
コスメ	世界60か国以上に展開する削らない角質ケア商品をメインとしたフットケア関連商品、長時間デオドラントクリーム、口臭予防ハミガキなど、美と健康に関わるニッチニーズに特化した多様な化粧品、医薬部外品等の商品を展開しております。	ベビーフット、Quick Beauty (QB)、※デンティス、つぶぼろん、他
トイレタリー	浴室のカビ取りに特化した高機能洗剤、高機能洗濯槽クリーナー、実用性の高い家庭用洗剤類を展開しております。	カビトルネード、ヘドロトルネード、さよならダニー他
機能衣料	猛暑や厳冬など過酷な環境での人々のライフスタイルを補助する様々なテクノロジーを活用した高い機能性を有する衣料を展開しております。	FREEZETECH、Heat Master、ThermOne、他

ジャンル区分	内容・特徴	主なブランド (※は契約ブランド)
浄水器・医療機器	安全とおいしさを追求した浄水器、独自のテクノロジーを用いた健康をサポートするための雑貨類や家庭用医療機器を展開しております。	ウォーターワーク、METASUI、ボディーフィックス・スプリント
生活雑貨・家電他	過酷な環境で真価を発揮するスイス製ミリタリーウォッチ、快適な生活に役立つ雑貨類、専門家と口腔ケアを追求した独自のオーラルケア商品、美容や健康をサポートする家電製品などを展開し、加えて他社仕入商品を展開しております。	※Luminox、靴下、オーラルドクター、La Luna、アンパンマン知育玩具、他社商品、他

(3) 財産及び損益の状況の推移 企業集団の財産及び損益の状況

決算年月		第27期 2022年度	第28期 2023年度	第29期 2024年度	第30期 2025年度 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	6,638,096	7,087,805	8,635,801	10,031,969
経常利益	(千円)	200,137	161,356	50,970	49,581
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△)	(千円)	114,509	111,334	△21,174	46,331
純資産額	(千円)	1,575,571	1,637,309	1,572,058	1,592,866
総資産額	(千円)	5,311,941	5,520,882	6,436,622	7,809,684
1株当たり純資産額	(円)	52.81	54.78	52.35	52.69
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	(円)	3.85	3.75	△0.71	1.54

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(4) 主要な営業所及び店舗並びに使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 主要な営業所及び店舗

名称	所在地
本社	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー5F
LUMINOX TOKYO	東京都渋谷区渋谷1丁目22番1号 CHビル1F
LUMINOX Lounge	東京都港区南青山5丁目9番10号 1F

② 企業集団の使用人の状況 136名（前期末比8名増）

(注) 1. 上記使用人の他に、臨時従業員25名が在籍しております。

2. 当社グループは各種オリジナル商品等の企画販売を行う事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

③ 当社の使用人の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
106 (1)	3名増	36.01	5.10	5,264

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(5) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,308,053千円
株式会社りそな銀行	788,249千円
株式会社三菱UFJ銀行	746,548千円
株式会社三井住友銀行	723,298千円
株式会社商工組合中央金庫	446,360千円

(注) 当社及び連結子会社は、一定数以上の新商品発売戦略など、今後の中期計画の成長戦略を遂行する上で増加する資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達枠を確保するため、借入限度額600,000千円のコミットメントライン契約を株式会社みずほ銀行と、借入限度額500,000千円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と、借入限度額500,000千円のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行と、借入限度額800,000千円の当座貸越契約を株式会社三井住友銀行と、借入限度額200,000千円の当座貸越契約を株式会社三菱UFJ銀行と、借入限度額250,000千円の当座貸越契約を株式会社商工組合中央金庫と、借入限度額500,000千円の当座貸越契約を長野信用金庫と、借入限度額100,000千円の当座貸越契約を長野県信用農業協同組合連合会と、借入限度額100,000千円の当座貸越契約を株式会社八十二銀行とそれぞれ締結しており、上記借入額には当該借入額が含まれております。なお、当連結会計年度における借入実行残高は、株式会社みずほ銀行が550,000千円、株式会社りそな銀行が500,000千円、株式会社三井住友銀行が500,000千円、株式会社三菱UFJ銀行が500,000千円、株式会社商工組合中央金庫が250,000千円、長野県信用農業協同組合連合会が100,000千円となります。

(6) 資金調達、設備投資、事業の譲渡等

① 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使による新株式の発行32,520株により、2025年8月6日に15,625千円の資金調達を行いました。

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数は、株式分割前の数量を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は87,680千円であります。その内訳は、生活雑貨・家電他ジャンルの商品の製造に使用する金型27,512千円、基幹システム変更に伴うソフトウェア28,840千円、時計ジャンルの直営店舗の新規開店に伴う建物附属設備17,606千円、工具器具備品13,722千円となっております。

なお、当連結会計年度における重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	事業内容	出資比率	資本金
ファミリー・サービス・エイコー株式会社	医療機器製造・販売、浄水器の製造・販売、歯ブラシ及び除菌装置等の製造・販売等	100.0%	100,000,000円
上海李瑠多貿易有限公司	中国における輸入販売事業	100.0%	USD200,000.00
株式会社アフラ	化粧品製造販売、企画開発 健康・美容関連商品、機器の製造・販売、企画開発	100.0%	10,000,000円
LIBERTA USA INC.	米国における輸入販売事業	100.0%	USD200,000.00
株式会社粧和	化粧品・美容器具、衣料品・日用雑貨品、健康食品の販売	100.0%	9,000,000円

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ファミリー・サービス・エイコー株式会社	長野県長野市居町43番1号	2,040,000千円	7,608,385千円

(8) 対処すべき課題

① 経営理念

当社グループは、『喜びを企画して世の中を面白くする』を経営理念としております。

これは、人々にとって『喜び』こそが万国共通の永遠なるニーズであると考え、リベルタ商品と出会った時の『喜び』、リベルタ商品を使った時の『喜び』、次々に生み出される多種多様な商品の話への期待、商品を通じてユーザー同士の楽しいコミュニケーションが生まれる『喜び』、様々な企業がリベルタと共に商品を企画、販売する『喜び』、満足、感動、感激、感謝にとどまらない「ワクワク！ドキドキ！おっ！わお！」といった感覚的な『喜び』、これらを含めた刺激を世界中に届けることを理念としております。

② 経営目標（ビジョン）

ダイバーシティの考え方にに基づき、多様な価値観やアイデアを尊重し、当社が設立当初より培ってきた商品企画開発ノウハウ及びマーケティングノウハウを活用して、個人の閃きや発想を形にできるモノづくり企業が集うプラットフォームとして、「BUZZMADE（バズメイド）」を開発。

「BUZZMADE」を通じて生み出された商品を、当社の大きな強みである豊富な販路を通じて世の中に流通させ、各業界の販路拡大を図るとともに、効率的な物流体制を構築しヒット商品を育てていくことにより、一般の方々がモノづくりのアイデアを収益化できる環境を提供します。

「BUZZMADE」の構築によって、モノづくり産業のさらなる発展を促し、多様なアイデアが価値を生む社会の実現を目指します。

③ ミッション

～セルフ販売時代に適した商品企画を得意とするファブレスメーカーとして～

当社グループは、代表取締役社長の佐藤透が前職の通信販売会社での企画を通じて培った独自の『売るノウハウ』が、一般消費財において、いかなる商品、いかなる販路でも効果を発揮する無限の可能性を感じ、創業に至りました。

今や小売業界においては、接客サービスは減少し、お客様が店内で商品を探し、欲しいものを自身でレジに持って行き支払いを行う、いわゆる『セルフ販売』が主体となっています。このため、商品自体がお客様の目に留まり、「欲しいっ！」という欲求と衝動を作ることが必要になります。『売るノウハウ』は、究極的なセルフ販売である通信販売で養われた

技術です。『売るノウハウ』には、生活者にとっての価値を想像させ、生活者にその価値を伝えるための表現の企画編集力が必要なため、このノウハウはこれまで以上に幅広い業界で活用できるようになりました。

また、国内外に多様な業界の販路を築くことで、商品ジャンルを問わず数多くのヒット商品を生み出すことができるマーケティングプラットフォームを、組織的に作り出すことが可能です。

機能的価値を追求して質の高い『モノづくり』を行う数多くのメーカーと、『売るノウハウ』に基づき、斬新な商品企画力、商品販売力、表現開発力、PR及びプロモーション力を発揮する当社グループが協力して取り組み、生活者にとって魅力的な商品を次々に世に送り出すことを使命と考えております。

④ 経営戦略

当社グループは2030年12月期に売上高300億円、経常利益20億円の実現を目指し、以下の戦略を掲げております。

【基本戦略】

「新商品からヒット商品を出す」

I. 新商品企画開発

- ・ 事業領域ごとのブランド整理
- ・ 既存ブランドのシリーズ強化に重点を置いた企画開発
- ・ ブランドコンセプトを重視した新規ブランド企画開発
- ・ スポットブランドの商品企画開発
- ・ ODMやプライベートブランドの商品企画の強化

II. 新商品企画とテスト&ロールの新ルール

新商品発売にあたっては競合や市場規模の事前リサーチで発売可否を検証し、テスト販売で実績を築いてからNo.1施策で優位な商談と売り場獲得を目指す。

III. クラウドファンディングによる「BUZZMADE」発商品のテスト販売

また、上記基本戦略に加え、以下5つの成長戦略を定めております。

【成長戦略】

I. 主力ブランドの育成と活性化

プロモーション活動を強化し、リニューアルの機会には付加価値を高めつつ販売価格を適正化するとともに、ブランドおよび商品のコンセプトや価値を踏まえながら海外生産による原価低減を進める。

II. 事業領域拡大

当社の商品企画力とマーケティング力、既存の流通販路を最大限活用するため、積極的にファブレスメーカーとのM&Aを実施し、新たな商品ジャンル（事業領域）の拡大を押し進める。

III. 海外販路強化

国内で生み出されたヒットブランドのシリーズ商品拡充により、ブランド認知度向上の促進を図ると共に、2024年3月に設立した米国現地法人を介して、「FREEZETECH」のさらなる販路拡大を図る。また、海外の提携工場を積極的に開拓し、価格競争力の強化を推進する。

IV. EC及び直販の強化

当社が有するプロモーションノウハウと、2023年4月に子会社化し、2024年8月に吸収合併したフジアンドチェリー(株)のAmazonにおける販売ノウハウを連携することにより、シナジー効果を創出し、グループ内で生まれるブランドや新商品のEC販売を促進する。

V. 新商品の企画開発強化

「モノづくりの自由化」を掲げて2023年に立ち上げた事業「BUZZMADE」は、これまで1,000を超える数の商品企画販売を行ってきた当社のノウハウを、AIで活用できる形にしたスキームとして公開。誰もが自由な発想で商品を企画でき、成功報酬を狙える商品企画プラットフォームである。この「BUZZMADE」を活性化し、継続的な商品企画を可能とすることで、企画開発を強化。また、日本最大級のクラウドファンディングプラットフォームを運営する企業と業務提携を行い、さらなる市場拡大を目指す。

【経営課題】

当社グループは、上記経営戦略を実現するための対処すべき課題として、以下の経営課題に対処してまいります。

① 新商品の企画開発強化による事業成長の加速化

当社独自の「売るノウハウ」は、創業当時の通販事業から現在に至るまでのあらゆる知識、経験、実績から培われたクリエイティブな作業と認識しております。

この「売るノウハウ」を「ヒット商品企画メソッド」へと体系化し、「表現開発シート」と「課題・題材」をベースに、ユーザー視点で想像し商品の魅力を分かりやすく伝えるスキルを習得できる研修を実践に近い形で実施しております。

また、その「ヒット商品企画メソッド」を最大限に活用した「BUZZMADE」を構築し、市場(一般の方々)に開放し、生み出された「ヒットの芽」となるアイデアを「ヒット商品」へと育て、事業の飛躍的な成長に貢献してまいります。

② 戦略的M&Aの推進による非連続的な成長

当社グループは、戦略的なM&Aによって競争優位性を確立することが重要と考えております。これまでも、販路拡大及びEC強化を目的に4社とのM&Aを実施し、双方の強みを活かすことによりシナジー効果を生み出してまいりました。

今後も新たな事業領域への参入による非連続的な成長を創出するため、M&Aや業務提携を含めたアライアンスの推進を強化してまいります。

③ 人材の採用と育成の強化

当社グループは、国内外の豊富な販路を活かし今後の成長を推進するにあたり、営業職の人員増強と、人事制度の見直し及び教育システムの構築等、人材に対する投資が最も重要であると認識しております。当社経営理念及びビジョンに共感し、高い熱意を持つ人材の採用を強化すると共に、従業員が高いモチベーションを維持しながら働くことのできる環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。従業員のエンゲージメントの向上、スキルや知識の蓄積等を目的に、人事制度及び教育システムを当社のキャリア成長に合わせて刷新し、今後も優秀な人材の採用とさらなる育成を推進してまいります。

④ 在庫管理精度の向上

当社グループは、独自のノウハウとして「Test & Roll Marketingスキーム (T・R・M)」を実施し、「開発費」「在庫過多」「不良品発生」等のリスクを最大限に軽減するだけでなく、厳選された売れる商品に注力してプロモーション予算を充てることにより、さらなるヒット商品へと導く仕組みを構築しております。今後も販売効率の向上や売上総利益率の改善を目指し、在庫管理の精度を高めてまいります。

また、OEMビジネスについては、受注生産や一括買取により在庫リスクを回避できることから、安定的な収益源として、当社グループが今後も注力すべき重要なビジネスであると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,052,520株
(自己株式27,704株を含む) |
| (3) 株主数 | 5,497名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社モア	1,850,000株	30.71%
佐 藤 透	635,000株	10.54%
石 田 幸 司	126,600株	2.10%
二 田 俊 作	116,700株	1.94%
楽天証券株式会社共有口	90,000株	1.49%
日本証券金融株式会社	68,200株	1.13%
野村證券株式会社	67,700株	1.12%
株式会社シンソーワ	61,000株	1.01%
LGT BANK LTD	51,900株	0.86%
山 崎 豊 和	47,400株	0.79%

(注) 持株比率は、自己株式（27,704株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除く。）に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	6,800	3
社外取締役	-	-

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、2026年1月1日付で普通株式1株を5株に分割することを決議し、併せて発行可能株式総数について当社定款を変更しました。これにより、発行可能株式総数は80,000,000株、発行済株式の総数は30,262,600株となっています。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はございません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第5回新株予約権
発行決議日	2025年3月14日
新株予約権の数	2,150個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	215,000株（注）1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 （1株あたり1,400円）（注）1
権利行使期間	2026年4月1日から2035年3月31日まで
行使の条件	（注）2～6

（注）1. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2030年12月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様。）に記載された調整後経常利益（のれん償却費用は会計上の処理であり、キャッシュフローには影響を与えないため、実質的な収益力や事業運営の健全性を反映することで、株主価値向上とより強く連動することから経常利益にのれん償却額を加算した金額としております。）が2,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における調整後経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。

3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

6. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	第6回新株予約権
発行決議日	2025年3月14日
新株予約権の数	1,000個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	100,000株(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1,540円)(注)1
権利行使期間	2025年3月31日から2035年3月31日まで
行使の条件	(注)2~6

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権者は、行使期間においていつでも付与された新株予約権を行使することができる。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、新株予約権者に帰責する場合を44.9除き、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って、開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 透	第一戦略部、第二戦略部 管掌取締役 上海李瑠多貿易有限公司 董事長 ファミリー・サービス・エイコー株式会社 取締役会長 株式会社アフラ 代表取締役社長
専務取締役	二田 俊作	管理部、経理労務部 管掌取締役 経理労務部 部長 上海李瑠多貿易有限公司 監事 ファミリー・サービス・エイコー株式会社 取締役 株式会社アフラ 監査役 LIBERTA USA INC. CFO 株式会社粧和 監査役
常務取締役	筒井 安規雄	商品部、第一営業部、第二営業部、時計営業部、プロダクトソリューション部 管掌取締役 上海李瑠多貿易有限公司 董事 株式会社アフラ 取締役 LIBERTA USA INC. CEO 株式会社粧和 代表取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	栗 林 聡 一	経営企画室 室長
取締役	山 下 耕 平	ヒューマンリソース部 部長
取締役監査等委員	阿 部 洋	公認会計士、税理士 アカウンティングフォース税理士法人 代表社員 株式会社トヨコー 社外監査役 株式会社MOLCURE 社外監査役 株式会社JEMS 社外監査役 ファミリー・サービス・エイコー株式会社 監査役
取締役監査等委員	山 本 龍太郎	弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 所属 慶應義塾大学総合政策学部 非常勤講師 国立大学法人東京外国語大学国際社会学部 非常勤講師 認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト 監事 WASSHA株式会社 社外監査役 コージンバイオ株式会社 社外取締役 株式会社ティアフォー 社外監査役
取締役監査等委員	海 野 容 子	株式会社ソーシャルインテリア Hachinowa

- (注) 1. 取締役監査等委員の阿部洋氏及び山本龍太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社では監査等委員会が主体となり内部監査担当者及び外部監査人と緊密な連携のもと組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役監査等委員の阿部洋氏及び山本龍太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役監査等委員の阿部洋氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役監査等委員の山本龍太郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通しております。

(2) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（監査等委員を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その業務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条に基づき、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役の報酬等の額

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会からの答申を受けております。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い2024年3月26日開催の取締役会において同方針を改定しております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

i. 基本方針

当社の取締役報酬は、株主総会で決議された枠内において、その役位・職責に相応しい報酬水準を確保すると共に、当社グループの企業価値及び業績の向上に対する適切なインセンティブを付与することを基本方針とする。その報酬体系としては、役位に応じた「固定報酬」、単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的とした「業績報酬」、中期事業計画に対応した企業価値向上に向けた「株式報酬」（譲渡制限付株式、ストックオプション制度）から構成し、客観性・透明性の高い制度設計とする。但し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、その職務の性質に鑑み、固定報酬のみとする。なお、取締役報酬の決定に当たっては、固定報酬及び業績報酬テーブルの策定、譲渡制限株式の割当基準等について、指名・報酬委員会の審議を経ることとしており、客観的で透明性の高いプロセスの確保に留意するものとする。

ii. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬については、金銭報酬とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、関連する社内規程に基づき、役位、職責に応じた「固定報酬」及び次年度の業績目標設定に基づく「業績報酬」を前年業績等に応じて総合的に勘案して決定する。

iii. 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬については、株主価値と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして譲渡制限付株式、また、株価による経営参画意識を醸成し、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値向上に対する貢献意識や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権の双方又はいずれかを付与することができるものとする。株式報酬の内容、個人別の付与数及び付与時期は、株主総会決議により承認された内容、報酬限度額及び上限付与数の範囲内で、中期事業計画に対応した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、総合的に勘案して決定するものとする。

iv. 基本報酬及び株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の割合については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で決定する。

v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社は、2024年3月26日の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議するものとする。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得ることとする。

b. 個人別の報酬等の決定

- ・取締役会は、任意の指名・報酬委員会（代表取締役 佐藤 透氏、監査等委員 阿部 洋氏、監査等委員 山本 龍太郎氏）に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業務執行の成果を踏まえた基本報酬の評価配分（以下、本項において「報酬等」という。）の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について公正な評価を行うには任意の指名・報酬委員会が適していると判断したためです。
- ・任意の指名・報酬委員会は、取締役会が定めた決定方針に基づき取締役の報酬等を決定しております。報酬委員会の権限が適切に行使されるため、報酬委員会の委員は、構成員3名のうち非常勤独立社外取締役を過半数で構成し、委員長を互選によって選定することとしております。
- ・取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等に関して、任意の指名・報酬委員会により決定された報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会の定めた決定方針を尊重し、かつ整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

区 分	人 数	報酬等の総額	報酬等の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (-)	132,211千円 (-)	123,099千円 (-)	9,112千円 (-)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	13,800千円 (9,600千円)	13,800千円 (9,600千円)	- (-)
合 計 （うち社外役員）	8名 (2名)	146,011千円 (9,600千円)	136,899千円 (9,600千円)	9,112千円 (-)

(注) 1. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年3月26日開催の第28回定時株主総会において、年額300万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式報酬を交付しております。
譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）としております。
なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。
3. 譲渡制限付株式報酬は、2024年3月26日の第28回定時株主総会において、金銭債権とし、その総額は、上記の報酬枠とは別枠で、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。取締役（社外取締役を除く。）5名を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。
なお、本株式報酬の決定については、独立社外取締役を含む取締役会が定めた報酬方針・手続きに則り、規定のテーブルに基づき決定しております。当該株式報酬の交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りです。
4. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は2,440千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は、前記(1)に記載の通りです。

社外取締役(監査等委員)である阿部洋氏は当社の100%子会社であるファミリー・サービス・エイコー株式会社の監査役を兼職しております。なお、当社とファミリー・サービス・エイコー株式会社との間には売買契約及び経営指導業務委託契約並びに借入等の取引があります。

また、アカウンティングフォース税理士法人、株式会社トヨコー、株式会社MOLCURE、株式会社JEMSと当社との間には、特別な関係はございません。

社外取締役(監査等委員)である山本龍太郎氏の兼職先である弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には、顧問契約の関係がございます。

なお、学校法人慶應義塾、国立大学法人東京外国語大学、認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト、WASSHA株式会社、コージンバイオ株式会社、株式会社ティアフォーと当社との間には、特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
阿部 洋	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会13回のうち13回に出席し、任意の指名・報酬委員会の全てにオブザーバーとして出席しております。公認会計士及び税理士としての会計及び財務・税務に関する豊富な経験をもとに、専門的見地から当社グループの経営課題等につき発言を行っております。また、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の会計監査や財務報告に関する体制の充実に向けた専門的なアドバイスを行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
山本 龍太郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会13回のうち13回に出席し、任意の指名・報酬委員会の全てにオブザーバーとして出席しております。弁護士としての法律全般に関する豊富な知識を有すると共に、取締役会においては当社グループの経営課題等につき意思決定の適法性・適正性妥当性を確保するための発言を行っております。また、弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外取締役監査等委員としての監査・監督機能の実効性を高めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人Bloom

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」として、2024年3月26日開催の取締役会にて次の通り決議致しました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づけております。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、取締役会においてコンプライアンス上の重要事項を審理致します。

また、取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査等委員は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査致します。

さらに、監査等委員会を設置し、独立的な立場から取締役の職務執行が適正に行われるよう、監督・監査致します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程により適切に作成・保存しております。取締役（監査等委員を含む。）より閲覧の請求があれば、管理担当部門を通じてこれに応じることと致します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク・コンプライアンス規程」に則り、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高めております。

内部監査部門は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役に報告し、適切な措置をとります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定しております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図っております。

定時取締役会を毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定致します。必要に応じて臨時取締役会を開催致します。

常勤取締役及び各部署責任者が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図ると共に、各部署の運営状況等の確認や相互牽制を図っております。

また、職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めております。

取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議し、その運営を円滑に行うため、毎週1回執行役員会を開催しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保致します。

内部監査部門は代表取締役直轄として、業務が法令、定款及び社内規程に準拠し、並びに企業倫理及び社会規範を遵守して行われているかを検証し、その結果を代表取締役及び監査等委員に報告致します。

内部通報規程に則り、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図ります。

取締役、使用人が法令・定款等の違反に関する行為を発見した場合の報告手段として、第三者機関による内部通報窓口を設置しており、その内部通報窓口のさらなる周知徹底を図ると共に、公益通報者の保護を図り、適法かつ公正な事業運営を図ります。

また、コンプライアンスに関する報告・相談窓口として、弁護士を社外に設置しております。

⑥ 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制に関する体制は、子会社も含めたグループ全体を対象としております。

当社は子会社の経営の自主性を尊重すると共に、グループ全体の業績向上に寄与するように「関係会社管理規程」を整備し、これに基づき子会社に対し報告を求め、損失の危険の管理及び子会社の取締役等の職務執行について、適法性と効率性の管理を行っております。

子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に会社開催の取締役会において報告を行うと共に、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求め、協議を行っております。

- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができます。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査等委員会の下にあり、その人事上の取扱いは監査等委員会の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保致します。

取締役は当該使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底すると共に、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保致します。

- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受ける者が会社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く。）及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及びグループ全体に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは取締役（監査等委員を除く。）及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査等委員会に報告致します。監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けます。

当社は、監査等委員会が取締役（監査等委員を除く。）、使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人と常時情報交換を行う体制を整えております。

- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会又は監査等委員へ報告を行った会社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとしております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の遂行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会又は監査等委員は、内部監査部門、監査法人等との緊密な連携及び情報交換を推進するため意見交換会を定期的で開催しております。また、監査等委員は、監査等委員相互の連携を図るため、監査等委員会を毎月1回以上開催しております。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。

⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を整備すると共に、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。また、財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努めております。

内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく取締役会に報告致します。また、併せて監査等委員会へ報告致します。

内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役へ報告し、同時に監査等委員会へ報告致します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① 内部統制システム全般

当社は監査等委員会を中心に取締役、管理部門等の内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集・監査環境の整備に努めております。

② コンプライアンス

当社では、外部コンサルティング機関のアドバイス等を参考に各種規程等を整備し、各種法令を管轄する省庁への確認や第三者機関への確認手続きを徹底する社内チェックリストを運用しております。また、定期的な役職員への規程等の周知とその遵守のための教育プログラムの実施などに努めております。そして経営会議においてコンプライアンス及びリスク管理について統制・把握し、これらの法令の遵守に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、リスク・コンプライアンス規程を基にリスク・コンプライアンス委員会を発足させ、リスク管理に対して横断的に対応しております。

④ 内部監査

内部監査については、管理部経営管理課を主担当部門として管理部以外の内部監査を実施すると共に、管理部経営管理課の内部監査は外部に委託しております。

内部監査担当部門は、計画書に基づいて内部牽制及び法令遵守の状況等の業務全般を監査し、その結果を監査報告書として代表取締役に提出すると共に、内部監査報告書写しを監査等委員会及び直近の取締役会に提出しております。

ただし、内部監査の結果につき緊急を要すると認められた事項については、内部監査報告書の作成を待たず、口頭をもって報告しております。この場合、内部監査責任者は、当該口頭による報告の後、速やかに内部監査報告書を作成し、代表取締役、監査等委員会及び取締役会に改めて当該報告書を提出しております。

監査報告に基づいて代表取締役から改善などの指示がある場合、監査責任者は被監査部門に対して改善指示書を提示し、改善までのフォローアップ監査を行うことにより、業務改善と従業員の意識向上に繋げております。

(注) 本事業報告中に記載の数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

2025年12月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	6,132,813	【流動負債】	5,179,704
現金及び預金	1,200,581	支払手形及び買掛金	1,004,487
受取手形及び売掛金	2,565,218	1年内返済予定の長期借入金	860,372
商品及び製品	2,248,883	短期借入金	2,403,742
原材料及び貯蔵品	130,453	未払金	416,479
前渡金	73,120	前受金	62,451
前払費用	66,930	未払法人税等	130,498
その他	96,073	未払消費税等	19,216
貸倒引当金	△ 248,448	契約負債	94,631
【固定資産】	1,676,870	その他	187,826
有形固定資産	715,027	【固定負債】	1,037,113
建物附属設備	242,273	長期借入金	852,136
工具、器具及び備品	44,562	リース債務	3,442
機械装置及び運搬具	8,768	長期未払金	63,083
リース資産	8,772	製品保証引当金	7,600
建設仮勘定	42,800	退職給付に係る負債	71,790
土地	367,848	資産除去債務	39,062
無形固定資産	681,860	負債合計	6,216,818
商標権	60,937	純資産の部	
ソフトウェア	30,144	【株主資本】	1,584,965
のれん	414,377	資本金	215,601
顧客関係資産	173,378	資本剰余金	408,628
その他	3,022	利益剰余金	972,104
投資その他の資産	279,983	自己株式	△ 11,369
繰延税金資産	235,659	【その他の包括利益累計額】	2,292
保証金	38,247	為替換算調整勘定	2,292
その他	6,075	【新株予約権】	5,609
資産合計	7,809,684	純資産合計	1,592,866
		負債純資産合計	7,809,684

連結損益計算書

自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,031,969
売上原価		5,958,274
売上総利益		4,073,694
販売費及び一般管理費		3,940,474
営業利益		133,219
【営業外収益】		
受取利息	1,456	
還付金収入	1,680	
その他	2,487	5,624
【営業外費用】		
支払利息	46,888	
支払保険料	6,302	
為替差損	34,651	
その他	1,421	89,263
経常利益		49,581
【特別損失】		
固定資産除却損	1,068	
事務所移転損失	6,068	7,137
税金等調整前当期純利益		42,444
法人税、住民税及び事業税	143,639	
法人税等調整額	△ 147,526	△ 3,887
当期純利益		46,331
親会社株主に帰属する当期純利益		46,331

連結株主資本等変動計算書

自 2025年1月1日
至 2025年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日残高	207,789	392,300	978,169	△ 17,167	1,561,091
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7,812	7,812	-	-	15,625
剰 余 金 の 配 当	-	-	△ 53,802	-	△ 53,802
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	46,331	-	46,331
合 併 に よ る 増 減	-	△ 4,799	1,405	-	△ 3,393
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△ 49	△ 49
自 己 株 式 の 処 分	-	13,314	-	5,847	19,162
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	7,812	16,327	△ 6,065	5,798	23,874
2025年12月31日残高	215,601	408,628	972,104	△ 11,369	1,584,965

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純資産合計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年1月1日残高	3,534	3,534	7,433	1,572,058
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	-	-	15,625
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△ 53,802
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	46,331
合 併 に よ る 増 減	-	-	-	△ 3,393
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△ 49
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	19,162
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 1,242	△ 1,242	△ 1,824	△ 3,066
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,242	△ 1,242	△ 1,824	20,807
2025年12月31日残高	2,292	2,292	5,609	1,592,866

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

ファミリー・サービス・エイコー株式会社

上海李瑠多贸易有限公司

株式会社アフラ

LIBERTA USA INC.

株式会社粧和

なお、株式会社粧和は株式を新規取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで連結子会社でありましたV I V Aネットワーク株式会社は、2025年1月1日付で当社に吸収合併されたため、連結の範囲より除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当する事項はございません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに一部子会社が2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物附属設備……………3～47年

工具、器具及び備品…2～15年

機械装置及び運搬具…3～9年

リース資産……………5～6年

② 無形固定資産

商標権については、個別案件ごとに判断し、その効果の及ぶ期間（7年）に基づく定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

また、顧客関係資産の償却年数についてはその効果の及ぶ期間（主として11年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

契約に基づき保証期間内の商品が無償で修理・交換する費用（外注修理代、修理部品代）の支出に備え、過去の実績（3年間）を基礎とし算出した修理交換費用の見積額を商品の販売時に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関して主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社グループは、各種オリジナル商品等の企画販売を主な事業内容としており、これらの製品の国内販売においては、顧客の検収が完了した時点又は出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識しております。輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点として、船積時に収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（5～10年）で均等償却することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出年金制度を採用しております。一部の国内連結子会社は確定給付年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職金要支給額より退職金共済制度からの支給額を控除した金額を当連結会計年度の退職給付債務とする方法（簡便法）により計上しております。

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

表示単位未満の端数処理

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(7) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号2022年10月28日)及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる、連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

のれん及び顧客関係資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	414,377千円
顧客関係資産	173,378千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結計算書類には、企業結合により識別したのれん及び顧客関係資産が計上されております。当社グループでは、各連結子会社の損益計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には割引前キャッシュ・フローを見積って減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候の判定や認識の要否に用いた損益計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において損益計画と損益実績に乖離が生じることにより上記のれん及び顧客関係資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上の可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
売上原価（棚卸資産評価損）（△は益）	25,055千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末現在、連結貸借対照表に計上している棚卸資産は商品及び製品2,248,883千円、原材料及び貯蔵品130,453千円であります。

棚卸資産の評価において収益性の低下による簿価切下げの方法を採用しており、決算日において正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。当社は、『喜びを企画して世の中を面白くする』という経営理念のもと、新商品開発と新規ジャンル参入による成長を経営戦略として、毎期多くの新商品を市場に投入しており、取扱い商品は年々増加しております。しかし、その商品がヒット商品となるかは消費者ニーズに委ねられているため、市場の反応によっては販売実績が大きく変動致します。投入時又は追加仕入時の販売見込みに比して販売実績が大幅に下回った場合には過剰在庫となる可能性があり、過剰在庫相当額について在庫評価ルールに基づき帳簿価額を切り下げております。このように過剰在庫相当額を見積り、棚卸資産の帳簿価額の切下げを実施しておりますが、過剰在庫相当額の見積りには将来の販売可能性に関する不確実性が伴います。したがって、翌連結会計年度の連結計算書類において、売上原価（棚卸資産評価損）に重要な影響を与える可能性があります。

売掛金に対する貸倒引当金の見積り計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
貸倒引当金	248,448千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、貸倒懸念債権等特定の債権に対しては個別に回収可能性を見積り、債権額と見積もった回収可能額の差額である回収不能額を貸倒引当金として計上しております。回収可能性の算定にあたっては、担保の処分可能見込額や債務者の支払能力を総合的に判断し慎重に検討しておりますが、債務者の財政状況の悪化や経済及びその他の状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	235,659千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の事業計画により見積られた将来の課税所得に基づき、税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び影響が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要な影響を与える可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 608,675千円
2. 担保に供している資産
 - 建物付属設備 196,171千円
 - 土地 367,848千円
 - 上記に係る債務の金額 371,420千円
3. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約
当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達等を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン	3,550,000千円
借入実行残高	2,400,000千円
差引額	1,150,000千円

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 6,052,520株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 27,704株

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	53,802	9.00	2024年12月31日	2025年3月28日

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	60,248	10.00	2025年12月31日	2026年3月30日

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式 147,480株

(注) 2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割前の数値を記載しています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、運転資金（主として短期）及び設備投資に必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

なお、デリバティブ取引については、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であり、デリバティブが組み込まれた複合金融商品の購入については、十分な協議を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建債権は、為替の変動リスクに晒されております。

保証金については、そのほとんどが事務所及び小売店の賃貸借契約にあたり差し入れた保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建債務は、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金については、主に運転資金及びM&Aに係る資金調達を目的としており、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

リース債務は、設備投資に係る資金の調達等を目的としたものであり、金利や為替の変動リスクのほか、調達環境の変化により資金調達コストが増加するリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクのヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引、クーポンスワップ取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権、保証金については、与信管理規程に従い、個別案件ごとに取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を信用力の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブの執行・管理については内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理財務部門が適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、リース債務は重要性に乏しいため、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 保証金	38,247	35,283	△ 2,964
資産計	38,247	35,283	△ 2,964
(1) 長期借入金（※）	1,712,508	1,704,740	△ 7,767
(2) 長期未払金	63,083	54,371	△ 8,711
負債計	1,775,591	1,759,112	△ 16,478

（※）1年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保証金	-	35,283	-	35,283
資産計	-	35,283	-	35,283
長期借入金	-	1,704,740	-	1,704,740
長期未払金	-	54,371	-	54,371
負債計	-	1,759,112	-	1,759,112

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

1. 保証金

保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積もり、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

1. 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 長期未払金

長期未払金の時価については、将来の支払予定額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

当社グループは、各種オリジナル商品等の企画販売を行う事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	52円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	1円54銭

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議し、2026年1月1日付で株式分割および定款の変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年12月31日(水)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

なお、基準日である2025年12月31日(水)は休日扱いとなるため、実質的には、2025年12月30日(火)となります。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,052,520株
今回の分割により増加する株式数	24,210,080株
株式分割後の発行済株式総数	30,262,600株
株式分割後の発行可能株式総数	80,000,000株

- (3) 分割の日程
- | | |
|--------|-----------------|
| 基準日公告日 | 2025年12月16日 (火) |
| 基準日 | 2025年12月31日 (水) |
| 効力発生日 | 2026年1月1日 (木) |

3. 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月1日(木)を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 1,600万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 8,000万株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年9月12日 (金)
定款変更の効力発生日	2026年1月1日 (木)

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に伴う当社の資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2026年1月1日を効力発生日としておりますので、2025年12月31日を基準日とする2025年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。

X その他の注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社粧和

事業の内容 化粧品・美容器具、衣料品・日用雑貨品、健康食品の販売

②企業結合を行った主な理由

当社は、2024年2月13日に発表した中期経営計画（詳細につきましては「2024年12月期通期決算説明資料」をご参照ください。）として2030年12月期に売上高300億円、経常利益20億円を数値目標とし、この達成のため基本戦略（新商品からヒット商品を出す）と5つの成長戦略（1. 主力ブランドの育成と活性化、2. 事業領域拡大、3. 海外販路強化、4. ECおよび直販の強化、5. 新商品の企画開発強化）を掲げております。

株式会社粧和は1994年の創業以来、卸問屋として九州エリアを中心に多様な製品を取り扱う卸売事業を展開しており、地域に根ざした営業基盤と取引ネットワークを有しています。また、当社とは長年にわたって取引関係があり、当社の主要なコスメジャンル商品の販売先の一つでもあります。同社について近年は新型コロナウイルス感染症による訪日外国人観光客の減少や、原発処理水問題に起因するインバウンド需要の低迷といった外的要因の影響を受け、業績が悪化し債務超過の状態に至りました。しかしながら、これらの外的要因は足元で一服しており、売上が回復基調にあります。また、財務改善の一環として役員借入金をDEBT EQUITY SWAP (DES) によって解消し、資本強化を図っております。この取り組みにより、財務基盤の健全化が進み、今後の事業展開に向けた土台が整いつつあります。

株式会社粧和が当社グループに加わることにより、当社の営業力や商品企画力に加え、同社の地域密着型の卸売機能を活かして、当社グループのマーケティング力をさらに強化することができます。加えて、当社グループの経理・総務等の管理機能を一部支援・集約することで、同社の経営資源の効率化にも貢献できると考えております。このように長年の信頼関係を背景とした協業により、それぞれの強みを最大限に活かし、当社グループの企業価値の向上に資すると判断し、株式取得を決定いたしました。

③企業結合日

2025年6月2日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年6月2日から2025年12月31日
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳取得の対価
現金 1円
取得原価 1円
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び内訳
デューデリジェンス等に関する報酬・手数料 8,000千円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ①発生したのれん
38,817千円
取得原価の配分の完了に伴い、のれんは確定しております。
- ②発生要因
主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
- ③償却方法及び償却期間
5年間で均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 60,690千円 |
| 固定資産 | 9,768千円 |
| 資産合計 | 70,458千円 |
| 流動負債 | 105,833千円 |
| 固定負債 | 3,442千円 |
| 負債合計 | 109,275千円 |

(追加情報) 固定資産の譲渡

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、連結子会社であるファミリー・サービス・エイコー株式会社が所有する固定資産の譲渡について決議し、2026年1月30日付で譲渡を実行いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため、当該連結子会社が所有する以下の固定資産を譲渡するものであります。

(2) 譲渡先の名称

大和ハウス工業株式会社

尚、譲渡先と当社及び当社子会社の間には、資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

(3) 譲渡資産の内容

所在地	長野県長野市居町43番地 1
資産の概要	土地① 4,408.27㎡ 建物①延床面積 3,308.06㎡ 附属建物 18.60㎡ 建物②延床面積 889.31㎡
現況	ファミリー・サービス・エイコー株式会社 本社
譲渡価額	649,045千円
帳簿価額	558,020千円 (2025年12月31日時点)
譲渡益	81,289千円

(4) 譲渡の日程

取締役会決議日	2025年8月8日
契約締結日	2025年8月26日
譲渡実行日	2026年1月30日

(5) 今後の見通し

当該固定資産の譲渡に伴い発生する譲渡益81,289千円は、2026年12月期において特別利益に計上する見込みです。

貸借対照表

2025年12月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	4,881,154	【流動負債】	4,558,305
現金及び預金	793,764	買掛金	705,219
受取手形及び売掛金	2,011,540	短期借入金	2,350,000
商品及び製品	1,864,523	1年内返済予定の長期借入金	860,372
原材料及び貯蔵品	113,094	未払金	361,692
前渡金	20,384	未払費用	65,236
前払費用	62,909	未払法人税等	81,530
その他	273,238	前受金	47,313
貸倒引当金	△ 258,301	その他	86,940
【固定資産】	2,727,230	【固定負債】	945,905
有形固定資産	51,061	長期借入金	852,136
建物附属設備	36,838	製品保証引当金	7,600
車両運搬具	0	長期未払金	56,415
工具、器具及び備品	14,223	資産除去債務	29,754
無形固定資産	149,050	負債合計	5,504,211
商標	55,214	純資産の部	
ソフトウェア	3,148	【株主資本】	2,098,564
その他	90,627	資本金	215,601
その	60	資本剰余金	220,761
投資その他の資産	2,527,119	資本準備金	205,601
関係会社株	2,261,935	その他資本剰余金	15,159
保証金	29,703	利益剰余金	1,673,571
繰延税金資産	208,204	利益準備金	2,430
その他	27,276	その他利益剰余金	1,671,141
		繰越利益剰余金	1,671,141
		自己株	△ 11,369
		【新株予約権】	5,609
資産合計	7,608,385	純資産合計	2,104,173
		負債・純資産合計	7,608,385

損益計算書

自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上		7,626,355
売 上 原 価		4,659,656
売 上 総 利 益		2,966,699
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,968,800
営 業 利 益		△ 2,101
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	1,818	
受 取 配 当 金	170,016	
業 務 受 託 収 入	43,200	
還 付 金 収 入	1,680	
そ の 他	1,704	218,419
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	46,806	
支 払 保 証 料	6,302	
為 替 差 損	33,684	
そ の 他	1,408	88,201
【 特 別 利 益 】		128,116
抱 合 株 式 消 滅 差 益	1,405	1,405
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	1,068	
事 務 所 移 転 損 失	6,068	7,137
税 引 前 当 期 純 利 益		122,384
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	70,461	
法 人 税 等 調 整 額	△ 102,142	△ 31,680
当 期 純 利 益		154,065

株主資本等変動計算書

自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2025年1月1日 残高	207,789	197,789	1,845	199,634	2,430	1,570,877	1,573,307
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	7,812	7,812	-	7,812	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△ 53,802	△ 53,802
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	154,065	154,065
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	13,314	13,314	-	-	-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	7,812	7,812	13,314	21,126	-	100,263	100,263
2025年12月31日 残高	215,601	205,601	15,159	220,761	2,430	1,671,141	1,673,571

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
2025年1月1日 残高	△ 17,167	1,963,562	7,433	1,970,995
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行	-	15,625	-	15,625
剰 余 金 の 配 当	-	△ 53,802	-	△ 53,802
当 期 純 利 益	-	154,065	-	154,065
自己株式の取得	△ 49	△ 49	-	△ 49
自己株式の処分	5,847	19,162	-	19,162
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	△ 1,824	△ 1,824
事業年度中の変動額合計	5,798	135,002	△ 1,824	133,177
2025年12月31日 残高	△ 11,369	2,098,564	5,609	2,104,173

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式
移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備……………3～15年
車両運搬具……………3年
工具、器具及び備品……4～8年

② 無形固定資産

商標権については、個別案件ごとに判断し、その効果の及ぶ期間（7年）に基づく定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

契約に基づき保証期間内の商品が無償で修理・交換する費用（外注修理代、修理部品代）の支出に備え、過去の実績（3年間）を基礎とし算出した修理交換費用の見積額を商品の販売時に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関して主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は、各種オリジナル商品等の企画販売を主な事業内容としており、これらの製品の国内販売においては、顧客の検収が完了した時点又は出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点で収益を認識しております。輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点として、船積時に収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（主として5年）で均等償却することとしております。

7. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

表示単位未満の端数処理

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号2022年10月28日)及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しています。これによる、計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	2,261,935千円

(注) 上記のうち、ファミリー・サービス・エイコー株式会社の関係会社株式の帳簿価額は2,040,000千円、株式会社アフラの関係会社株式の帳簿価額は190,000千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理することとしております。ただし、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、減額をしないこととしております。

関係会社株式のうち、ファミリー・サービス・エイコー株式会社株式及び株式会社アフラ株式は超過収益力を評価して取得しているため、当該超過収益力を反映させた実質価額により判定を行っております。超過収益力は、損益計画の達成状況や将来の損益計画等を確認することにより、毀損の有無を確かめております。

将来の損益計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類における関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
売上原価（棚卸資産評価損）（△は益）	15,959千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末現在、貸借対照表に計上している棚卸資産は商品及び製品1,864,523千円、原材料及び貯蔵品113,094千円であります。

棚卸資産の評価において収益性の低下による簿価切下げの方法を採用しており、決算日において正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。当社は、『喜びを企画して世の中を面白くする』という経営理念のもと、新商品開発と新規ジャンル参入による成長を経営戦略として、每期多くの新商品を市場に投入しており、取扱商品は年々増加しております。しかし、その商品がヒット商品となるかは消費者ニーズに委ねられているため、市場の反応によっては販売実績が大きく変動致します。投入時又は追加仕入時の販売見込みに比して販売実績が大幅に下回った場合には過剰在庫となる可能性があり、過剰在庫相当額について在庫評価ルールに基づき帳簿価額を切り下げております。このように過剰在庫相当額を見積り、棚卸資産の帳簿価額の切下げを実施しておりますが、過剰在庫相当額の見積りには将来の販売可能性に関する不確実性が伴います。従って、翌事業年度の計算書類において、売上原価（棚卸資産評価損）に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
のれん	90,627千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類には、企業結合により識別したのれんが計上されております。当社では、対象事業の損益計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には割引前キャッシュ・フローを見積って減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候の判定や認識の要否に用いた損益計画には不確実性があり、翌事業年度以降において損益計画と損益実績に乖離が生じることにより上記のれんについて減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上の可能性があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

売掛金に対する貸倒引当金の見積り計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
貸倒引当金	258,301千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、貸倒懸念債権等特定の債権に対しては個別に回収可能性を見積り、債権額と見積もった回収可能額の差額である回収不能額を貸倒引当金として計上しております。回収可能性の算定にあたっては、担保の処分可能見込額や債務者の支払能力を総合的に判断し慎重に検討しておりますが、債務者の財政状況の悪化や経済及びその他の状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	208,204千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の事業計画により見積られた将来の課税所得に基づき、税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び影響が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	93,342千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	224,654千円
② 短期金銭債務	66,182千円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	84,196千円
② 仕入高	184,779千円
③ 販売費及び一般管理費	18,135千円
④ 営業取引以外の取引高	214,797千円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 6,052,520株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 27,704株

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	5,653千円
未払賞与	22,805千円
棚卸資産評価損	50,458千円
貯蔵品評価損	3,846千円
関係会社株式評価損	6,088千円
製品保証引当金	2,327千円
破産債権等	1,722千円
長期末払金	17,782千円
資産除去債務	9,378千円
貸倒引当金	79,194千円
役員報酬	14,114千円
その他	10,935千円
繰延税金資産小計	<hr/> 224,306千円
評価性引当額	<hr/> △ 12,877千円
繰延税金資産合計	<hr/> 211,428千円

繰延税金負債

資産除去費用	<hr/> 3,224千円
繰延税金負債合計	<hr/> 3,224千円
繰延税金資産の純額	<hr/> 208,204千円

Ⅷ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

Ⅸ その他の注記

連結注記表の「Ⅹ その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅹ 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	69円66銭
② 1株当たり当期純利益	5円13銭

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅺ 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「Ⅹ 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅻ 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関係会社

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ファミリー・サービス・エコー株式会社	直接 (100)	・当社取扱い 商品の販売 ・役員の兼任	利息の支払 (※1)	400	その他 流動負債	-
				経営指導料 の受取 (※3)	24,000	その他 流動資産	2,287
				配当金 の受取	170,016	その他 流動資産	-
子会社	株式会社アフラ	直接 (100)	・当社取扱い 商品の販売 ・役員の兼任	資金の借入 (※1)	50,000	短期 借入金	50,000
				利息の支払 (※1)	452	その他 流動負債	126
				経営指導料 の受取 (※3)	19,200	その他 流動資産	2,926
子会社	LIBERTA USA INC.	直接 (100)	・当社取扱い 商品の販売 ・役員の兼任	資金の貸付 (※2)	43,836	関係会社 貸付金	43,836
				利息の受取 (※2)	271	その他 流動資産	271
子会社	株式会社粧和	直接 (100)	・当社取扱い 商品の販売 ・役員の兼任	資金の貸付 (※2)	90,000	関係会社 貸付金	90,000
				利息の受取 (※2)	456	その他 流動資産	226

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
- (※2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (※3) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	山下 耕平	(被所有) 直接 0.00	・当社取締役	新株予約権の 行使 (注)	11,999	-	-

(注) 新株予約権の行使は、2023年5月15日の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社リベルタ
取締役会 御中

監査法人Bloom
東京都千代田区
指定社員 公認会計士 中塚 亨
業務執行社員
指定社員 公認会計士 大辻 隼人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リベルタの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベルタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社リベルタ
取締役会 御中

監査法人Bloom
東京都千代田区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨
指定社員
業務執行社員 公認会計士 大辻 隼人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リベルタの2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社リベルタ 監査等委員会

監査等委員 阿部 洋 ㊟

監査等委員 山本 龍太郎 ㊟

監査等委員 海野 容子 ㊟

監査等委員阿部洋及び山本龍太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

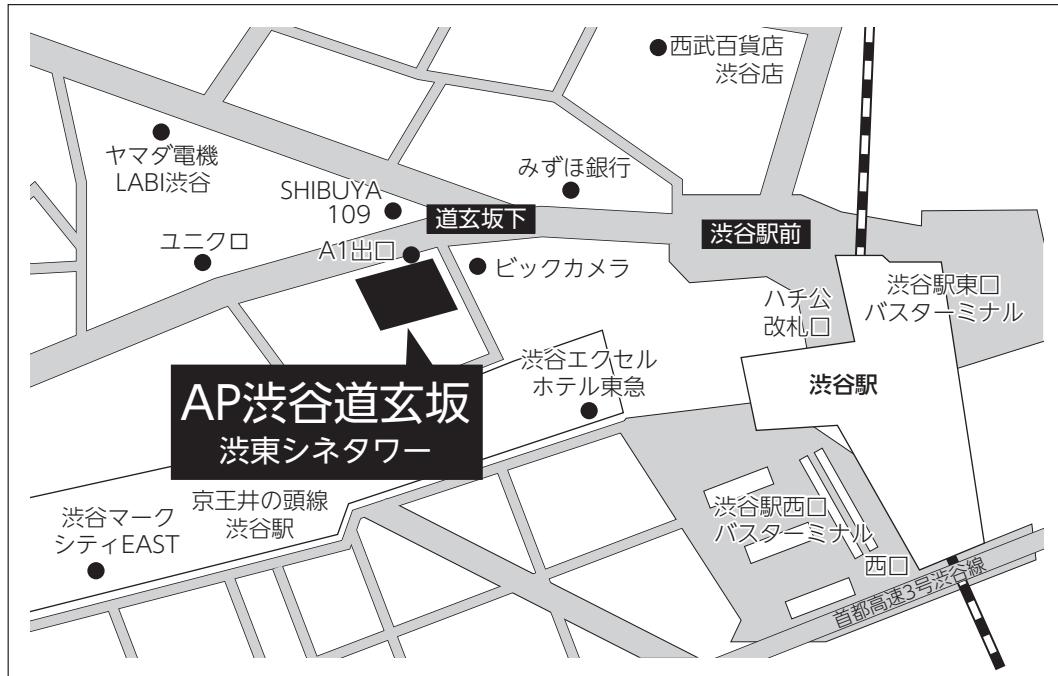
定時株主総会会場ご案内図

■会場

渋東シネタワー11階「AP渋谷道玄坂」

東京都渋谷区道玄坂2-6-17

TEL : 03 (5428) 6849



■交通

J R各線「渋谷駅」ハチ公改札口より徒歩約1分
東急各線、東京メトロ各線「渋谷駅」A1出口直結
京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩約1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。